

京都市公営企業の主要職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第113号

京都市公営企業の主要職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則

京都市公営企業の主要職員の範囲に関する規則の一部を次のように改正する。

本則第2号を次のように改める。

- (2) 上下水道局 部長及びこれに準じる職以上の職, 課長(事業所の課長を除く。),
局及び室に置く課長に準じる職(担当課長を除く。)並びに部に置く担当課長

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)